

別紙8-1（第28条関係）

自主検査等実施マニュアル

制定 令和6年3月19日

改正 令和7年9月30日

東京の木多摩産材認証制度実施要領（以下「要領」という。）別紙7「東京の木多摩産材認証制度検証指針」2の（2）の自主検査及び同指針4の事務局点検（以下「自主検査等」という。）の実施方法は、このマニュアルの定めるところによる。

1 目的

自主検査等は、認証制度の適切な運用を確保し、消費者に信頼される確実な産地証明を継続するために行う。

2 自主検査

自主検査は、東京の木多摩産材及び「とうきょうの木」商品の分別管理等、並びに認証シート（マーク）及び愛称マークの管理状況を確認することにより行う。

3 自主検査の主体

自主検査は、製材業者・チップ等業者及び利用事業者（以下「認定事業者」という。）が行うものとする。

4 事務局点検

事務局点検は、多摩産材認証協議会（以下「協議会」という。）が必要と認めた場合に協議会事務局により行うものとする。

5 自主検査時期

自主検査は、おおむね3年ごとに、認定事業者の認定の有効期間満了前にあつて継続の時期に合わせて実施する。ただし、協議会が必要と認めたときはこの限りでない。

6 自主検査

（1）自主検査は、認定事業者の全てを対象とする。

（2）自主検査は、要領第13条（7）及び第18条（5）の責任者又は認定事業者が指名した者が行うものとする。

7 自主検査項目

（1）要領第13条及び第18条（認定要件）の書類の保存及び責任者の配置

（2）要領第13条及び第18条（認定要件）の分別管理の状況等

（3）要領別紙1（東京の木多摩産材・「とうきょうの木」商品の認証の流れ）第1（4）カ及び第2（5）に定める取扱量等の報告並びに、認証シールの管理及び愛称マークの使用状況

8 自主検査シート

（1）自主検査は、別紙「自主検査シート」をもって行う。

（2）自主検査シートは、協議会事務局が事業者に送付する。

- (3) 事業者は、自主検査後、認定の有効期間満了の日の前までに協議会事務局に報告するものとする。

9 事務局点検の実施

- (1) 事務局点検は、報告のあった自主検査シートを踏まえ、協議会が必要と認めた事業者について行う。
- (2) 事務局点検は、前6の(2)の自主検査を行った者からの聞き取り及び実地により行う。
- (3) 事務局点検は、自主検査の内容及び関係書類、並びに分別管理の状況を現地にて確認し、認定基準等に照らして適正に運用されているかを検証する。
- (4) 確認の内容及び検証の結果は、自主検査シート裏面の点検調書に記載する。
- (5) 事務局点検の結果は、次により伝達する。
- ① 適正な場合は、その旨及び内容を口頭により伝える。
 - ② 運用が不適正と認められた場合は、その旨を伝え、適正に運用するよう改善を促す。
 - ③ 協議会は改善結果を確認し、その内容を事業者に伝えるとともに、点検調書に記載する。
 - ④ 要領第23条第2項(認定の取消し)に該当するような不適切な行為等を行っていることが明らか場合には、文書による通知があることを伝える。
 - ⑤ 文書による通知は、改善指導又は指示を内容とし、改善されない場合には認定が取消されることがあることを伝える。
- (6) 文書で通知した改善の有無は30日以内に確認し、改善が確認できないと認められるときは、要領第23条第2項に基づき認定を取り消すこととし、必要な手続きを行うものとする。

10 協議会への報告

自主検査等の経過及び結果は、協議会に報告する。

11 その他

このマニュアルの改正については、要領第27条の審査委員会の審査を経て行うものとする。

別紙「多摩産材認証制度 自主検査シート(裏面:点検調書)」

(登録事業者用)

自主検査シート

事業者名	(認証番号)						
種別	登録事業者	製材業者・チップ等業者					
	利用事業者	木材加工事業者・工務店等施工事業者 木材の中間加工事業者・木材製品の最終販売事業者					
※該当するものに○を付けて下さい(以下、同じ)。							
実施日	年	月	日	実施者氏名			
※検査対象事業者が指名した者(社員・従業員など)です。							
共通	認定要件(要領第13条(6)、(7))						
	関係書類を5年間保存	有・無		(管理責任者氏名)			
	責任者を1名以上選任	有・無					
製材業者	入出荷、在庫に関する管理簿等	有・無		(管理簿等の名称)		要領第13条(5)	
	取扱量の報告	有・無		(報告年月日)		別紙1第1(4)力	
	保管場所 明示看板	原木	有・無		製材品	有・無	別紙1第1(4)オ
		認定要件(要領第13条(4)) 分別管理の状況					
	区分		原木		製材品		
	多摩産材と他の材の分別	専用の場所	有・無・その他		有・無・その他		
		分別の方法	有・無・その他		有・無・その他		
	混在の有無 又は可能性	工場内	有・無・その他		有・無・その他		
		作業工程	有・無・その他		有・無・その他		
	その他の場合の内容						
認証シールの管理の状況	管理簿	有・無		保管庫	有(専用・共用)・無		
※「その他」は、分別方法や混在防止に独自に行っている場合などを具体的に記載してください。							

(裏面)

※この点検調書は、事務局が点検を行う場合に使用します。				
点検調書		※自主検査シートを踏まえ、協議会が必要と認めた検査対象事業者を点検		
点検日	年 月 日	点検担当者 所属・氏名		
点 検 事 項	入出荷、在庫に関する管理簿等及び保存状況	適 ・ 否	(判定理由)	
	分別の状況と混在の有無	適 ・ 否	(判定理由)	
	認証シールの管理簿	適 ・ 否	購入枚数：	(判定理由)
			使用枚数：	
残枚数：				
点 検 結 果 ※該当する項目に○を附し、その内容及び改善等の確認した場合には年月日と結果を記載する。		適正を伝達		
		改善を指導		
		不適切な行為		

(利用事業者用)

—自主検査シート

事業者名	(認証番号)									
種別	登録事業者	製材業者・チップ等業者								
	利用事業者	木材加工事業者・工務店等施工事業者 木材の中間加工事業者・木材製品の最終販売事業者								
※該当するものに○を付けて下さい(以下、同じ)。										
実施日	年 月 日			実施者氏名						
※検査対象事業者が指名した者(社員・従業員など)です。										
共通	認定要件(要領第18条(4)、(5))									
	関係書類を5年間保存	有・無			(管理責任者氏名)					
	責任者を1名以上選任	有・無								
利用事業者	入出荷、在庫に関する管理簿等	有・無			(管理簿等の名称)					要領第18条(3)
	取扱量の報告	有・無			(報告年月日) 年 月 日					別紙1第2(5)
	保管場所明示看板	工場	有・無		店舗	有・無		別紙1第2(5)		
	認定要件(要領第18条(2)) 分別管理の状況									
	認証確認書の写しの保存		有・無		出荷確認書※1の写しの保存		有・無			
	入荷、商品等の製造、販売、在庫に関する情報整理※2			有・無		※1出荷確認書は多摩木材センターが発行 ※2それ以外とが区分された整理簿				
	他の商品との区別	名称・所在地等	工場			店舗				
			入荷	製造	在庫	入荷	販売	在庫		
			専用の場所	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
			分別の方法	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
	混在の有無又は可能性	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		
※愛称マークを使用している事業者は、裏面に点検シートが続きます。										

(裏面)

愛 称 マ ー ク 使 用 者	使用承認 (第2号様式)	有 ・ 無	使用報告 (第5号様式)	有 ・ 無	愛称マーク 使用規則5
	使用及び 管理の状況	加工・製造数：	販売数：	在庫数：	在庫破棄の有無： 有 ・ 無
	承認基準等 の遵守状況	多摩産材でない商品に使用			有 ・ 無
		多摩産材のイメージ・価値を害する恐れ			有 ・ 無
		特定の政治・思想・宗教活動等に使用（恐れを含む。）			有 ・ 無
		法令や公序良俗に反する使用（恐れを含む。）			有 ・ 無
		使用料の未納（※令和7年3月31日まで無料）			有 ・ 無
		愛称マークの目的違反			有 ・ 無
愛称マーク 使用に起因 する問題	有 ・ 無	(有の場合に講じた対策)			

※この点検調書は、事務局が点検を行う場合に使用します。					
点検調書		※自主点検シートを踏まえ、協議会が必要と認めた検査対象事業者を点検			
点検 日	年 月 日	点検担当者 所属・氏名			
点 検 （ 調 査 ） 事 項	多摩産材の入荷、製造、 販売、在庫に関する整理 簿等及び保存状況		適 ・ 否		(判定理由)
	分別の状況と混在の有無		適 ・ 否		(判定理由)
	取扱数量の 確認	調達量：	適 ・ 否	(判定理由)	
		製造量：			
		販売量：			
	愛称マークの管理状況 の確認		適 ・ 否		(判定理由)
愛称マーク承認基準遵 守の確認		適 ・ 否		(判定理由)	
点検結果		適正を伝達			
※該当する項目に○を附し、そ の内容及び改善等の確認した場合 には年月日と結果を記載する。		改善を指導			
		不適切な行為			